

日本醫療團設立委員氏名

厚生大臣(委員長)	小泉親彦
法制局長官	森山鏡一
企畫院部長	秋永月三
同	龜山孝一
内務次官	山崎巖
内務省地方局長	成田一郎
大藏次官	谷口恒二
大藏省主計局長	木内四郎
大藏省會社部長	田中豊
預金部長官	相田岩夫
司法省民事局長	坂野千里
農林次官	石黒武重
農林省農務局長	重政誠之
商工省農務局長	神田暹
厚生次官	武井群嗣
厚生省衛生局長	加藤於菟丸
厚生省豫防局長	高野六郎
保險院社會保險局長	木村清司
保險院簡易保險局長	前田穰
東京府知事	松村光麿
正三位勳一等	三浦謹之助
正四位勳二等	中川望
正三位勳二等	稻田龍吉
從三位勳二等	高杉新一郎
正五位勳二等	大口喜六
正三位勳二等	河原田稼吉
正三位勳二等	安井英二

稟報

正三位勳二等	吉田茂
正四位勳三等	赤木朝治
正五位勳三等	紫安新九郎
從四位勳三等	北島多一
從四位勳四等	大久保留次郎
從五位勳四等	千石興太郎
勳四等	血脇守之助
	河合龜太郎

日本母性保護會の設立

大東亞戰下人口政策の一翼を擔ふべき妊婦届出制も今昭和十七年七月よりいよいよ實施を見る筈であるが、之に即應し廣く母性保護の諸問題に關する諸施策の擔當者として全國産婦人科醫の協力を需むるため、昭和十七年二月設立を見た日本母性保護會の設立趣意書竝に會則を掲ぐれば次の如くである。

日本母性保護會設立經過

- 一、昭和十六年一月二十八日 時局ノ要望ニ鑑ミ在京産婦人科醫有志相集り學士會館ニ東京母性保護會設立準備委員會ヲ開催ス
- 二、昭和十六年二月十四日 學士會館ニ於テ東京母性保護會發會式ヲ舉行ス
- 三、昭和十六年三月二十七日 大政翼賛會本部ニ於テ空襲下ノ母性保護對策ノ協議會ヲ開催ス
- 四、昭和十六年七月十日 東京在住産婦人科病院長及開業醫ヨリ成ル四〇〇名ノ會員ニ於テ第一回妊婦無料診察ヲ實施ス
- 五、昭和十六年十二月十日 第二回妊婦無料診察ヲ實

- 施ス
- 六、昭和十六年十二月二十六日 右實施ノ效果ト全會員ノ要望トニ鑑ミ全國婦人科醫ヲ打テ一九トスル日本母性保護會設立ノ爲之ガ準備委員トシテ前東京帝國大學教授木下正中外六〇名日本醫師會館ニ日本母性保護會設立準備委員會ヲ開催ス
  - 七、昭和十七年二月二十三日 厚生省ニ於テ日本母性保護會發會式ヲ舉行ス

日本母性保護會設立趣意書

現下我が皇國の直面しつゝある重大時局に於て人口政策の遂行は大東亞戰爭の進展に伴ひ益々重要性を増しつゝあります。

人的資源の確保を得る爲には先づ本邦母性の健康を増進し健全なる次代國民の増強を圖り以て我が民族力を強化する必要があるとあります。故に此の方面に於て我等産婦人科醫の職域から奉仕すべき事は多々あることと思ひますが、就中妊婦届出制の機運既に熟し其の實施も近く迫り居りますから、産婦人科醫として之に適正な援助を與へる事は緊急缺くべからざる事でありませう。其の他尙妊婦の榮養問題、職場に於ける妊婦保護問題、妊娠分娩に必要な物資の配給確保、母性に必要なる知識の普及、空襲下に於ける妊産婦の處置等の問題も我等の考究し適正なる方法を發見す可きところでありませう。之等の諸問題は全國の産婦人科醫の一致協力せる力によつて始めて其の達成を期待し得るところでありますから、之等の事を目的とする全國の産婦人科醫の團體を組織する事は、目下の最大急務と思ひます。以上の趣旨を以て茲に日本母性保護會を組織結成

いたしたいと思ひます。奮つて御賛同あらんことを切望します。

日本母性保護會々則

- 第一條 本會ハ日本母性保護會ト稱ス
- 第二條 本會ハ道府縣其ノ他ニ道府縣其ノ他ノ母性保護會ヲ置クコトヲ得
- 第三條 本會ハ事務所ヲ厚生省人口局母子課内ニ置ク
- 第四條 本會ハ本邦母性ノ健康ヲ増進シ健全ナル次代國民ノ増強ヲ圖リ以テ我カ民族力ヲ強化スル事ヲ目的トス
- 第五條 本會ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ如キ事業ヲ行フ
  - 一 母性健康指導並ニ其ノ促進
  - 一 戰時母性保護ノ強化促進
  - 一 母性知識ノ普及宣傳
  - 一 妊婦奉仕診察
  - 一 其ノ他本會ノ目的達成ニ必要ナル事業

- 第六條 本會々員ヲ分チテ左ノ二種トス
  - 正會員 産婦人科醫及本會ノ事業ニ關係アル醫師
  - 賛助會員 本會ノ事業遂行ニ關シ賛助ヲナスモノ
- 第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
  - 理事 若干名 (内一名ヲ理事長トス)
  - 評議員 若干名
  - 幹事 若干名
  - 監事 二名

本會ニ名譽顧問、顧問、參與及參事各若干名ヲ置クコトヲ得  
理事、評議員ハ總會ニ於テ決定ス

理事長ハ理事會ニ於テ決定ス

名譽顧問、顧問、參與及參事ハ理事會ニ於テ推挙又ハ

委嘱ス

幹事ハ理事長之ヲ委嘱ス

監事ハ評議員會ニ於テ決定ス

第八條 理事長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理シ且役員會

及總會ヲ招集ス

理事ハ理事長ヲ補佐ス

評議員ハ本會ノ重要事項ヲ審議ス

幹事ハ理事長ノ命ヲ受ケ會務ヲ處理ス

第九條 顧問ハ會ノ諮問ニ應ジ參與ハ會務ニ參與シ參

事ハ會務ニ參畫ス

第十條 監事ハ會計ヲ監査ス

第十一條 役員ノ任期ハ二年トス但シ重任ヲ妨ゲズ

第十二條 本會ハ適時總會ヲ開催ス

第十三條 本會ノ經費ハ寄附金及補助金ヲ以テ之ニ充

ツ

第十四條 本會會計ハ總會ニ於テ報告スルモノトス

第十五條 本則ハ總會ノ決議ヲ經テ之ヲ變更スルコト

ヲ得

武道綜合團體財團法人大日本武徳會の設立

厚生省人口局に於いては昭和十六年十一月練武課を設置以來、新設同課を中心として武道綜合團體の結成に努力してゐたが、そのため特設せらるゝに到つた國民體力審議會中の武道部會は「現下の時局に鑑み武道綜合團體の組織に關する具體的方策如何」の諮問に答へて武道綜合團體組織要綱を決定答申、右要綱に基き

今昭和十七年三月二十一日財團法人大日本武徳會の結成を見るに到つた。組織要綱及び大日本武徳會規定を掲ぐれば以下の如くである。

國民體力審議會武道部會所屬委員氏名

(○印は特別委員)

- 南 郷 次 郎
- 森 山 銳 一
- 林 銑 十 郎
- 宮 村 才 一 郎
- 留 岡 幸 男
- 東 龍 太 郎
- 今 松 治 郎
- 湯 澤 三 千 男
- 宮 本 武 之 輔
- 荒 木 貞 夫
- 木 内 四 郎
- 德 永 榮
- 小 笠 原 道 生
- 高 木 正 得
- 伊 藤 精 司
- 岡 村 勝 實
- 千 葉 胤 次
- 平 泉 澄
- 河 原 春 作
- 田 中 隆 吉
- 永 岡 秀 一
- 龜 山 孝 一
- 大 塚 惟 精